

平成 21 年 5 月 1 1 日

各 位

チタン工業株式会社

宇部労働基準監督署による是正勧告等について

本日、当社は、宇部労働基準監督署より、当社宇部工場の酸化チタン製造工場内で使用している放射性物質が付着した槽、ろ過機及び配管について、下記の通り労働安全衛生法に係わる是正勧告書及び指導票を受領致しました。

本件につきまして、ご関係の皆様にご心配、ご迷惑をおかけ致しましたことを深くお詫び申し上げますとともに、本是正勧告及び指導を真摯に受け止め、早急に改善措置を図って参ります。

なお、工場排水及び廃棄物の搬出等につきましては、日本酸化チタン工業会が定めた自主管理基準に基づき、これまでも適正に管理しておりますので、地域の皆様におかれましては、ご安心いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 是正勧告内容

1) 労働安全衛生法第 22 条第 2 号（電離則第 3 条第 1 項、第 5 項）

溶解工程、晶析工程、清澄工程、加水分解工程、ろ過・洗浄工程及び中和工程の槽、ろ過機及び配管の周辺について、最大 2.16 シンベルトであり、管理区域（3 月間の実効線量が 1.3 シンベルト超）に該当する値があったにもかかわらず、管理区域の明示を行っていなかったこと。

また、管理区域の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示していなかったこと。

2) 労働安全衛生法第 22 条第 2 号（電離則第 8 条第 1 項）

管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定していなかったこと。

3) 労働安全衛生法第 22 条第 2 号（電離則第 22 条第 1 項）

密封されていない放射性物質を取り扱う作業を行った際、専用の作業室（放射性物質取扱作業室）を設けていなかったこと。

4) 労働安全衛生法第 22 条第 2 号（電離則第 27 条第 1 項、第 2 項）

放射性物質の取扱いに用いた用具にその取扱いを表示していなかったこと。

また、当該用具を使用しない時に、汚染を容易に除去できる構造及び材料の用具掛

け、置台を用いてこれを保管していなかったこと。

5) 労働安全衛生法第 22 条第 2 号、第 4 号（電離則第 37 条第 1 項）

放射性物質・汚染物を運搬した際、法定の要件を具備した容器を用いていなかったこと。

6) 労働安全衛生法第 65 条第 1 項（電離則第 54 条第 1 項）

管理区域について、1 月以内ごとに 1 回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定していなかったこと。

2. 指導内容

健康管理について

放射性物質を取り扱う作業に従事又は従事したことがある労働者（退職者を含む）については、電離放射線障害防止規則第 56 条第 1 項に準じた健康診断の実施計画を定め、当該実施計画に基づき、当該健康診断を実施すること。

また、空間放射線量率の測定結果について、測定実施後速やかに届けること。

3. 今後の対応

本件につきましては、当社が、酸化チタン製造工場内の一部の槽、ろ過機及び配管の周辺に放射性物質が付着し、これに起因して労働者に健康被害を及ぼす可能性を含んでいたことを認識していなかったことによるものであります。

対応措置につきましては、すでに行政当局からの指導を受け、当該区域の立入禁止措置、空間放射線量率の測定等は実施しておりますが、これに加え、上記の是正勧告及び指導に従い、速やかに適切な改善策を策定し、実施するとともに、洗浄による付着物除去や配管等の交換頻度を高める等、空間放射線量率を低減する施策を実施して参ります。

また、退職者を含む当該業務に従事したことがある従業員を対象とした健康診断計画を策定し、実施して参ります。

なお、現在は、配管や装置等の付着物については洗浄等によって法が定める基準（3 月間の実効線量が 1.3 ミシベルト）以下に管理致しております。

また、過去に実施した当該管理区域内における放射線業務に従事した従業員（退職者を含む）の健康診断において医師の判断によれば放射線による健康被害が発生した事例及び異常な事例はありません。

さらに、当社敷地境界付近の空間放射線量率の測定結果に異常はありません。

今後は、関係法令に対する教育、研修を再度徹底し、再発防止に努めて参る所存であります。

4. 測定場所及び測定結果
別添をご参照下さい。

5. 問い合わせ先
チタン工業株式会社 総務部 中村
電話 0836-31-4155 ファックス 0836-21-9172

以 上

別添 測定場所及び測定結果

1. 敷地境界の空間γ線線量率 (単位: $\mu\text{Sv/h}$) 測定日 平成21年4月9日

測定地点 測定者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	(参考) 県内の自然空間放射線量率 0.05~0.14
当 社	0.08	0.07	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.04	0.08	

2. 作業環境中の空間γ線線量率 (単位: $\mu\text{Sv/h}$) 測定日 平成21年4月9日

測定地点 測定者	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
当 社	0.10	0.04	0.08	0.25	0.04	0.04	0.18	0.07

※ 上記8地点は「チタン鉱石問題に関する対応方針」に基づき定期報告を行っている作業場であります。

3. 基準値を超える放射線量率が検出された作業場等のγ線線量率 (単位: $\mu\text{Sv/h}$)

測定地点 測定者	A	B	C	D	E	I	(参考) 労働安全衛生法上の基準値 3月間につき1.3mSv ($\approx 2.5\mu\text{Sv/h}$)
(4/21 当社測定)	0.96	0.41	0.25	1.34	1.18	1.34	
当社報告 (最高値)	3.54	2.75	3.44	4.16	2.98	3.78	

※ 測定値は全て、自然界の放射線量を含んだ値です。

4. 廃棄物の空間γ線線量率 (単位: $\mu\text{Sv/h}$) 測定 平成20年度 (平成20年4月~平成21年3月)

当社測定 (廃棄物)	空間γ線線量率	(参考) 基準値
	0.00 ~ 0.05	0.11

5. 工場排水 分析値 測定 平成20年4月15日

日本分析センター測定 (排水)	放射線濃度限度との比較	(参考) 基準値
	0.0029	1

チタン工業株式会社 宇部工場配置図

